

「主催・共同主催・後援・協力・協賛及び公認の各定義とレースの開催についての基本的考え方」改正案(赤字・下線)およびその改正理由一覧表

JSAFレース統括委員会

	現 行	改 正 案	改 正 理 由
定義「主催」	RRS2001－2004にもとづいて	<u>セーリング競技規則</u> にもとづいて	ルール改正ごとに改正しなければならないため、年度表示を削除
定義「公認」	「公認」とは「加盟団体及び特別加盟団体」が、(財)日本セーリング連盟(JSAF)運営規則に基づく全日本選手権大会を「主催」もしくは「共同主催」する事を(財)日本セーリング連盟が承認した場合のセーリング競技を云う。	「公認」とは、「加盟団体及び特別加盟団体」が、(財)日本セーリング連盟(JSAF)運営規則に基づく全日本選手権大会を「主催」もしくは「共同主催」する事を(財)日本セーリング連盟が承認した場合のセーリング競技、 <u>または国際性のある大会や全日本選手権大会に匹敵する大会として、(財)日本セーリング連盟が「公認」に値すると認め、承認した場合のセーリング競技</u> を云う。	ISAFイベントを見据えて一定期間開催を継続する大会、在日公館や国の省庁が後援する国際性の高い大会について、(財)日本セーリング連盟が共同主催以下、後援以上の後ろ盾を行うことを可能にするため、追加記載
使用にあたっての注意第2項	「加盟団体及び特別加盟団体」は出来る限り「主催」をその組織内で行うよう努力しなければならない。非加盟団体や地方自治体などと「共同主催」を行うことがやむを得ない事情があり、むしろセーリング競技の普及上利点があると考えられる場合においては、共同主催に関わる契約書等を締結することが推奨される。	「加盟団体及び特別加盟団体」は出来る限り「主催」をその組織内で行うよう努力しなければならない。非加盟団体や地方自治体などと「共同主催」を行うことがやむを得ない事情があり、むしろセーリング競技の普及上利点があると考えられる場合においては、共同主催に関わる契約書等を締結することが推奨される。 <u>さらに、大会開催後、大会開催報告書を(財)日本セーリング連盟(JSAF)事務局に提出しなければならない。</u>	RRSを遵守し、RRSの使用を認められた主催団体とするために、JSAFが提出を求めている大会開催報告書に関する追加記載
使用にあたっての注意第5項	「公認」は原則として全日本選手権大会、に限られるものとする。	「公認」は原則として全日本選手権大会、 <u>もしくは国際性のある大会や全日本選手権大会に匹敵する大会</u> に限られるものとする。	上記第2項目に対応させるため
レースの開催について第4項	「加盟団体及び特別加盟団体」が(財)日本セーリング連盟と「共同主催」する大会、および(財)日本セーリング連盟が「公認」の全日本選手権と認めた大会以外の競技で、全日本レベル以上の競技会を開催する場合には、その「主催届」又は「共同主催届」を、必ずレース公示前に(財)日本セーリング連盟へ提出し、理事会の承認を得ること。	「加盟団体及び特別加盟団体」が(財)日本セーリング連盟と「共同主催」する大会、 <u>および(財)日本セーリング連盟が「公認」と認めた大会</u> 以外の競技で、全日本レベル以上の競技会を開催する場合には、その「主催届」又は「共同主催届」を、必ずレース公示の <u>3ヵ月</u> 前に(財)日本セーリング連盟へ提出し、理事会の承認を得ること。	上記第2項目に対応、および「JSAF運営規則全日本選手権大会」を始め、他の文書の申請時期の記載と整合を取るため